

令和 7 年度 在宅医療・介護連携推進事業

1 在宅療養支援協議会の運営

医療機関・薬局・ケアマネジャー・介護サービス事業者などが連携し、在宅療養支援のための体制づくりに向けた協議を行う。

◎ 2 回開催 〔5 月下旬、2 月中旬予定〕

2 在宅療養支援病床確保

要介護高齢者が地域で安心して在宅療養を続けられるよう、病状の急変時等に速やかな受入れが可能な病床を確保する。

◎ 3 床 〔木挽町医院、三楽病院、聖カタリナ病院〕

◎ 入院期間：原則 1 4 日以内

3 在宅療養支援訪問看護

退院・退所後に訪問看護師を派遣して医療的ケアの指導等を行う。

◎ 2 回まで 〔2 時間程度/回〕、無料

4 緊急ショートステイ

介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な方を受け入れ可能なベッドを確保する。

◎ 2 床

◎ 入所期間：原則 1 週間以内

5 在宅医療・介護連携支援窓口の設置

おとしより相談センターを医療機関と介護サービスの担当者（ケアマネジャー、看護師等）の連携を支援する窓口とし、区民や病院、介護事業所等からの在宅療養に関する相談を受ける。

6 認知症初期集中支援チームによる支援

認知症に関する専門的な知識・技能を持つ医師と専門職によるチームが、認知症と疑われる方やその家族を対象に、訪問、観察・評価などの初期支援を行う。

7 認知症サポーター養成講座の開催

地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大するため、企業や町会、児童館、小中学校などで幅広い世代を対象に、住民講座、オンラインを含むさまざまな方法で開催する。

8 「認知症カフェ」活動支援

「認知症カフェ」を提供する実施団体に対して、立上げ時などの初期費用や運営費の補助を行う。

◎補助内容：立上げ・充実補助／運営費補助／会場賃借料補助

9 医療機関・介護サービス事業者向け研修

医療機関および介護サービス事業者を対象として、在宅療養に必要な知識の向上、多職種の連携強化を図るため、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携し、グループワーク研修を実施する。平成30年度から区内全地域を対象とした研修に加え、日常生活圏域ごとの研修も行っている。また、多職種連携を行う参考資料として、「在宅療養支援の手引」を研修当日や窓口で配布する。

◎区全体：1回開催

日常生活圏域：6ヶ所で各1回開催

（各おとしより相談センターへ委託）

10 区民向け研修

区民への普及啓発のための講演会の開催及びリーフレットの配布を行う。

・歯科と薬の講演会 1回開催

・在宅療養支援シンポジウム 1回開催

※「資料3-2」参照

11 医療・介護関係者の情報共有の支援

多職種ICTシステム（MCS）を活用した情報連携を更に推進するため、中央区MCS運用ポリシー等を整備し、医療・介護関係者の連携体制を支援する。

12 行方不明高齢者搜索ネットワークの構築

行方不明となった認知症高齢者等の早期発見、事故を未然に防止するため、行方不明者の情報を「ちゅうおう安全・安心メール」により配信する。併せて協力者に対して、認知症に関する知識や情報をメール配信し、地域全体で認知症の方やその家族を支えるネットワークの構築を図る。